大阪狭山市予約システム



スポーツ施設
ガイドブック

予約画面 QR コード	

目次

＜利用者登録編＞

利用者登録について～システムを利用するために～

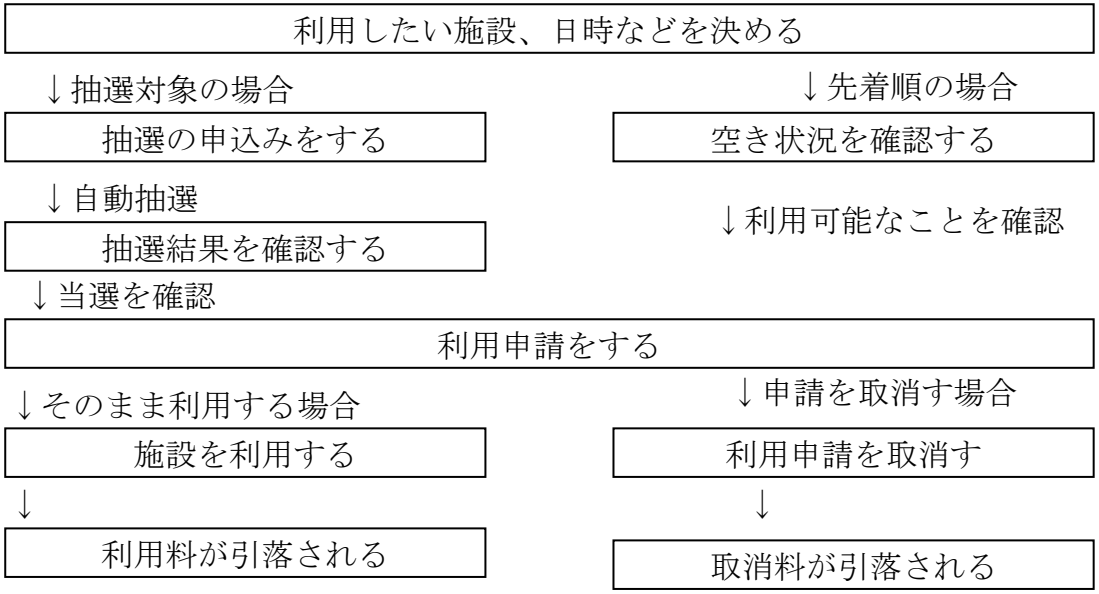
１．利用者登録　…… 1
２．利用者登録事項の変更、３．登録の廃止、４．登録窓口　…… 2

＜施設利用編＞

施設の利用手続きについて～施設を利用するために～

１．施設のご案内　…… 3
２．施設利用のながれ　…… 4
３．申込可能回数　…… 6

このシステムで、スポーツ施設をご利用いただく場合の基本的な流れは次のとおりです。



＜利用者登録編＞

利用者登録について～システムを利用するために～

大阪狭山市施設予約システムで、施設の利用手続きをするには、利用者登録を行うことが必要です。また、登録事項に変更があったときや登録を廃止されるときは、すみやかに手続きをお願いします。

１．利用者登録

(1) 登録条件

個人登録	団体登録
年齢が１６歳以上の人	１０人以上で構成され、代表者が１８歳以上の団体
	市内団体登録の場合は構成員の８割以上が大阪狭山市在住・在学・在勤者であること

(2)共通事項

・重複して個人登録を行うことはできません。※市内登録については、。
・金融機関口座の名義は原則本人に限ります。
・団体登録された方が他の団体登録の代表者又は構成員となることはできません。
・営利を目的とした個人・団体の登録は不可。

(3) 施設利用料金の口座振替

施設の利用料金は、利用登録時に指定された金融機関口座から、利用の翌月の２０日（金融機関の休業日の場合はその翌営業日）に口座振替により徴収します。残高不足のないようにお願いします。

なお、当市の取扱金融機関は次のとおりです。

三菱ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行

※翌月に口座振替できなかった場合は、翌々月に再度振替します。ただし、２ヶ月続いて口座振替できなかった場合は、システムの利用を停止します。

※利用料金を滞納された場合は、利用者登録を抹消することがあります。

※振替金額は通知しませんので、通帳での確認をお願いします。

※領収書は原則として発行しません

（4）登録方法について

～WEB で申請する場合～

①表紙の QR コードへアクセスし「利用者登録」へ



②大阪狭山市施設予約システム利用規約をご確認後、お名前やご住所、メールアドレス、引落口座などの情報を入力する。

③「利用施設選択」では希望するスポーツ施設を選択してください。

※公民館や文化会館などの施設を希望の方は WEB 申請できません。ご注意ください。

④記入内容を確認後、画面下部の「確認」を選択してください。

⑤メールアドレスあてに WEB 申請の確認メールが送信されます。受信後 URL をクリックすることで申請が完了します。

※「市内団体登録」を希望される方は総合体育館窓口へ構成員の名簿を提出してください。名簿確認後利用者登録を行います。

⑥「口座振替依頼書」の３枚のうち１枚目を金融機関に提出し、他２枚を総合体育館へ提出する。

⑦「⑤」「⑥」完了後１０日間以内に、施設管理者から「ID」と「仮パスワード」がメールで送信されます。確認後ログインし本パスワード設定してください。

⑧本パスワードの設定完了後、施設を予約することができます。予約方法は「**スポーツ施設予約方法**」を確認してください。

～窓口へ申請する場合～

市役所３階生涯学習グループまたは各スポーツ施設で申請書を配布しています。

①申請書（様式第１号の３枚）に必要事項を記入し、口座振替先とする金融機関へ申請書を提出します。※上記（2）の取扱金融機関に限ります。

②金融機関の承諾印をもらった申請書（様式第１号）の２枚（その１とその３）、を総合体育館の窓口へ提出します。

※提出時に本人確認ができるもの（運転免許証等）をご持参ください。

※本人以外の方が提出される場合は委任状が必要です。

※市内団体登録をする場合は窓口で配布する申請書を提出する必要があります。

２．利用者登録事項の変更

登録者の名前、住所、電話番号、構成員など登録内容に変更が生じたときは、市立総合体育館窓口へお申し出ください。

なお、口座振替依頼書の記載事項に変更が生じた場合は、口座振替依頼書の提出も必要になりますので、金融機関での手続き後市立総合体育館へお申し出ください。

３．登録の廃止

利用者登録を廃止されるときは、システムでの廃止手続きまたは市立総合体育館へお申し出ください。

４．市立総合体育館開館時間

申請受付時間：午前９時から午後４時まで
※本システムに関する窓口への申請または電話問合せは上記の時間までとします。
※総合体育館通常開館時間：午前９時から午後９時まで
所在地：大阪狭山市池之原４－２４８
電話番号：０７２―３６５－５２５０
休館日：１２月２９日～１月４日

＜施設利用編＞

施設の利用手続きについて～施設を利用するために～

１．施設のご案内

このシステムで利用できるスポーツ施設は次のとおりです。

名称	所在地・連絡先	利用内容	登録者の利用区分	開館時間
総合体育館	池之原 4－248（365-5250）	メインアリーナ サブアリーナ・武道場など	個人登録・団体登録	午前９時～午後９時
池尻体育館	池尻中 3－639－11（365-7303）	アリーナ・会議室	個人登録・団体登録	午前９時～午後９時
ふれあいスポーツ広場	茱萸木 4－88－315（368-2081）	スポーツ広場・会議室	個人登録・団体登録	午前９時～午後９時
野球場	池之原 4－248（365-5250）	野球場	団体登録のみ	４月～１０月 午前７時～午後９時 １１月～３月 午前９時～午後５時
市民総合グラウンド	山本東 433（367-3937）	グラウンド	団体登録のみ	午前９時～午後９時
山本テニスコート 大野テニスコート 市民ふれあいの里 スポーツ広場	山本東 433（367-3937） 大野中 484（366-3309） 東野東 1-32-2（366-1616）	テニスコート３面 テニスコート４面 テニスコート３面	個人登録・団体登録	５月～８月 午前８時～午後７時 ９月～４月 午前９時～午後５時
南青少年運動広場	茱萸木 6-985-2（366-0011）	グラウンド	市内の団体登録のみ	午前９時～午後６時
第三青少年運動広場	大野中 231（366-3309）	グラウンド		５月～８月 午前８時～午後７時 ９月～４月 午前９時～午後５時

２．施設予約のながれ

このシステムで利用できるスポーツ施設は、次のながれにしたがって申込みの手続きをしてください。
なお、土日祝日の利用が抽選対象施設であっても、平日利用については、先着順で利用申請を受け付けます。

○　総合体育館・池尻体育館・ふれあいスポーツ広場・野球場・市民総合グラウンド・テニスコート

手続き	期日	内容
①抽選申込	利用日３ヶ月前の１日～１０日	この期間中に利用希望を申し込みます。
②抽選	利用日３ヶ月前の１１日	コンピュータにより抽選します。
③結果確認と利用申請 抽選照会確定	利用日３ヶ月前の１２日～１８日	抽選結果を確認してください。この期間内に利用申請を行わないと当選は無効になり利用できません。
④空き施設の利用申請 空き照会・予約	＜抽選対象施設＞ 利用日３ヶ月前の１９日午前５時～利用日の当日まで	空き情報を案内し、先着順で利用申請を受け付けます。
	＜抽選対象外施設＞ 利用日の３ヶ月前の午前５時～利用日の当日まで	
⑤利用申請の取消し	利用日当日まで	キャンセル料：１０日前までは半額、９日前からは全額
⑥施設の利用	当日	
⑦料金の支払い	利用日の翌月２０日	利用日の翌月の２０日（金融機関の休業日の場合はその翌営業日）に指定口座から振替します。

※１２日までの抽選対象施設に抽選申込が無かった場合は、３ヶ月前の１２日の午前５時から空き施設の利用申請の対象となります。
※「④空き施設の利用申請」について
・抽選で当選した方が当選を辞退した場合は、その直後から空き施設の利用申請の対象となります。また、抽選で当選した方が当選施設の利用申請期間中に利用申請を行わなかった場合は、３ヶ月前の１９日の午前５時から空き施設の利用申請の対象となります。
※市外登録者の方は、抽選の申し込みができません。また、空き施設の利用申請受け付けも利用日１ヶ月前からとなります。
※利用申請の変更を行う場合は、窓口で申請してください。
※利用料の減免については、利用申請をされてから施設を利用されるまでに、市立総合体育館窓口で申請してください。
※未登録者の方も、市立総合体育館窓口で利用申請を行うことができます。
※総合体育館、池尻体育館の抽選申し込みについては、団体登録のみ可能となります。

○南青少年運動広場・第三青少年運動広場

手続き	期日	内容
①抽選申込	利用日２ヶ月前の１日～１０日	この期間中に利用希望を申し込みます。
②抽選	利用日２ヶ月前の１１日	コンピュータにより抽選します。
③結果確認と利用申請 抽選照会確定	利用日２ヶ月前の１２日～１８日	抽選結果を確認してください。この期間内に利用申請を行わないと当選は無効になり利用できません。
④空き施設の利用申請 空き照会・予約	＜抽選対象施設＞ 利用日２ヶ月前の１９日午前５時～利用日の当日まで	空き情報を案内し、先着順で利用申請を受け付けます。
	＜抽選対象外施設＞ 利用日の２ヶ月前の午前５時～利用日の当日まで	
⑤利用申請の取消し	利用日当日まで	
⑥施設の利用	当日	

○各施設共通事項

(1) 当日の利用申請について

当日申請の場合、利用開始３０分前までにシステムから申請し、利用施設へ予約した旨を連絡してください。

(2) 天候不良時の判断について

天候不良等による施設の利用可・不可の決定は施設管理者が行います。利用者独自で判断なさらず、各施設に必ずお問い合わせください。無断で施設を利用しなかった場合は、利用料の全額が口座から引き落とされます。

なお、屋内施設については、施設利用当日に気象警報が発令された場合は、利用を中止することができますので、詳細はお問い合わせください。

(3) 熱中症対策としてのキャンセルについて

屋外施設のみ、熱中症対策としてキャンセルする場合は利用開始までに施設へお申し出ください。なお、利用中の場合は料金が発生します。

(4) 施設利用上の注意

利用に際しては、各施設の条例や規則を遵守してください。また、その他施設管理者の指示に従ってください。

３．申込可能回数

１登録につき次の回数以内の申込みが可能です。

施設名	抽選対象日	抽選申込回数	空き申込回数
市立総合体育館	土日祝日	１ヶ月合計６回まで※１回は全日.午前.午後.夜間	回数制限なし
池尻体育館	土日祝日	１ヶ月合計６回まで※１回は全日.午前.午後.夜間	回数制限なし
ふれあいスポーツ広場	土日祝日	１ヶ月合計６回まで※１回は２時間	回数制限なし
野球場	土日祝日	１ヶ月合計６回まで※１回は２時間または４時間	回数制限なし
市民総合グラウンド	土日祝日	１ヶ月合計６回まで※１回は２時間または４時間	回数制限なし
テニスコート	土日祝日	１ヶ月合計６回まで※１回は２時間	回数制限なし
第三・南青少年運動広場	土日祝日	１ヶ月合計６回まで※１回は２時間	合計１０回まで

※ 当選５回まで（抽選申込み６件のうち、希望順位は申込み手続の順になります。）